



特定非営利活動法人 なんとなくのにお通信

URL <http://www.nantonakuno.net/>

Mail info@nantonakuno.net

特集

「多様な教育機会確保法案」

この法案⁽¹⁾は前国会では見送られ、いよいよ今国会上程かという段階にあります。昨年は「義務教育の大変革」といった、力が入った新聞記事もありました。本会も関心を持ち、通信で数回とりあげました。その後、法案の情報があまりマスコミに載らないなどという気がしていました。それでも「朝日新聞」のデジタル版で調べると、今年に入ってから「不登校」テーマの記事が10件ほど見つかりました。やはり関心事であることが伺われます。子どもがフリースクールに通う家庭への補助金に言及した記事もありました。いっぽう、「多様な教育機会確保法案」をネット検索すると、今年に入ってから「不登校の子どもが危ない!」、「法案撤回を求める」といった反対意見が目立ち、問題の難しさを感じます。

法案の第一印象は、不登校の子を持つ家庭を追い込んでしまうのではないかという心配でした。『保護者は(中略)個別学習計画を作成して市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで、子供に教育を受けさせることができる』といった運用⁽²⁾が現実に可能なのか、教育委員会の「認定」はどんな手続きで行われるのかなどの疑問も持ちました。けれどいっぽうで、「学校の外で学ぶ機会を保障する」ということは、この社会での「基本的人権の保証」をより一段階進めることなのではないかとも考えました。日本の学校制度は明治以来、一般に認知され、予算措置もなされ、ある程度効率的に運用されているシステムなので、経費についてふだんは議論になりません。けれど「個別学習」という話になるとやはり「コスト」が顔を出します。子どもの権利を支える保護者、周囲の大人の力が試されます。塾の力を借りることになるかもしれません。学校に行くよりお金と手間がかかりそうな制度をうま



イラスト：numata

く運用するにはどうしたらよいか。強制を排した行政による支援を、「子どもの権利」に最大限配慮しつつ、組み立てていくことになるのだろうか、ぼんやりかんがえていました。

12月に宇都宮で開催された「ワカモノフェスタ」の討論会では、「不登校 今までの10年、これからの10年」と題して、石井志昂さん(不登校新聞「Fonte」編集長)と加藤敦也さん(ワカフェス実行委員長・社会学者)を軸に不登校について、学校・フリースクールの現場と社会学的な観点から議論が展開されました。

法案について各方面からの意見がネット上に散見されますが、わかりやすく解説したものが見あたりません。加藤さんに「先日の議論をふまえ、書いてもらえませんか」と依頼したところ、快く引き受けてくださいました。加藤さんは「子どもの居場所」および「学びサポート」のスタッフとして、スタート時から「なんとなくのにお」を支えてくれた仲間の一人です。新進の社会学者としての観点から、法案への素朴な疑問を要領よく整理し、考える方向を提示している論文だと思えます。2~3ページに掲載しました。

注(1)、(2)の資料も現状把握の参考になります。(手塚)

(1) http://ftk.blog.jp/ho_an/1550915ketteikou_yoko.pdf

(2) <http://freeschoolnetwork.jp/wp-test/wp-content/uploads/2015/06/houangaiyou.pdf>

目次

特集: 多様な教育機会確保法案	1
多様な教育機会 確保法案に寄せて	2
活動日誌	3
オープンデイ開催!	3
こんな本はいかが?・32	4

居場所のひとこま

なんにわでクリスマス会を行いました。
ホットプレートで、ポテトやお肉を焼いて食べました。子どもたちも楽しそうに調理をしていました。
(油が飛ぶのが怖そうでしたが…笑) (N)



多様な教育機会確保法案に寄せて

加藤敦也(社会学者/大学非常勤講師)

現在、国会に上程が検討されている「多様な教育機会確保法案」(正式名称:義務教育の段階に相当する普通教育の多様な機会の確保に関する法律案)は、フリースクール、ホームエデュケーション、外国人学校など、学校教育以外のオルタナティブ教育を子どもが受けることを「普通教育の履修」と見なす法案です。また、夜間中学での教育も同法案には含まれています。当該法案では、その目的を「義務教育の段階に相当する普通教育を十分に受けていないものに対する当該普通教育の多様な機会を総合的に推進」するものとしています。つまり、学校教育法一条校に該当する学校以外での教育機会を確保する法案ということになります。

この法案が検討される背景には、その一つに不登校に該当する児童生徒数が小中学校合わせて12万2655人にのぼり(2014年度)、不登校の割合が「高止まり」状態にあることから、不登校と見なされる子どもたちに学校以外の場所での教育機会を検討する必要があるという認識が高まっていることがあります。ちなみに、文部科学省は不登校児童生徒を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由を除いたもの」と定義しています。不登校の要因は様々であるという定義ですが、学校における対人関係の問題(例としては生徒間の「いじめ」、教員による叱責、体罰、ハラスメントなど)や学業不振を原因とすることが多いとも指摘されています。つまり、不登校対策を考えるにあたっては、学校教育の環境を改めることももちろんですが、学校という環境に合わない子どもの教育機会の選択肢を広げ、それを選ぶ権利を保障する社会的気運が高まっていることが重要な論点の一つになっているといえると思います。

また、多様な教育機会の確保については、日本語を母語としない外国人児童生徒の不登校問題を検討するという文脈においても重要視されてきています。日本の学校教育においては、外国人児童生徒の学習権を保障する制度的枠組みが立ち遅れており、特に日本語の習得に苦勞する児童生徒が学校に通うことに困難を覚えるという事例が問題になっています。現行の学習指導要領一本化体制の中で、学習権の保障が十分とは言えない現状を考えれば、市民社会のコミュニティにおける教育の保障も検討課題となるはずですが。

法案の名称に「多様な」という形容詞がついているように、現代社会は多様性にかかれた社会であるという認識が高まっています。不登校新聞の「かがり火」という記事において、フリースクール東京シュール理事長の奥地圭子さんが渋谷区の同性パートナーシップ条例のニュースに触れ、LGBTの権利保障という趨勢に言及されていたように、現代社会の権利保障の問題認識は、

個人の自由と多様性を法的に保障するという方向に変わってきています。その問題認識は、子どもにも適用されるはずだ、という趣旨の記事として読みました。例えば、不登校の要因の一つとして考えられている「学業不振」という問題を考えるにしても、学校教育の中で学力低位層として扱われる児童生徒は、競争的なテスト体制の中で序列化され、自尊心を奪われるということも教育思想において長年問題視されてきました。この児童生徒の中には、テストの点数による相対評価ではなく、自分自身の興味関心に沿って学習テーマを組み立て、それを探求していくことで知識を身につけていくことが合っている子どももいます。例えば、鉄道にとっても興味関心があり、学校の国語や算数、社会のテストでは良くない点数を取る子どもがいたとします。その子は教科書の一律的で画一的な知識伝授の内容に興味を持たないとしても、鉄道のことを深く探求する過程で、漢字を覚えたり、計算を覚えたり、はたまた地理を学んでいくことができるのです。実際、ホームエデュケーションやフリースクールなどでは、その子どもの個性と興味関心を十分に育むように配慮することで、オルタナティブな学びの質を確保してきました。

学習のあり方はほんの一例ですが、学校での対人関係に馴染めず、学校に通うことを望まない子どもがいることは事実です。権利保障の基本的な考え方は、その子どもが統計的に少数派であったとしても、その個人の意見と価値観を権利として保障することです。その際、注意しなければならないのは、教育への権利に関する共通善が達成されない限り、個別利害(個人の人権)は認められない、という「善意」の反論です。例えば、ホームエデュケーションには教育に理解と造詣のある親が必要であり、時間と労力もかかるので、家庭によって格差が生じる、といった言及や、フリースクールは費用がかかり、子どもの権利に対する理解も立地場所によってまちまちであるため、当該児童生徒の間で階層格差や地域間格差が生じるといった言及が共通善という考え方それに当たります。その他、本来は学校における権利保障の確立が先であり、救われない子どもの問題が存在するために、個別利害は認められない、という考え方もそれに当たります。

これらの反論は、端的に言って、多様な教育機会を保障するという文脈とは別に解消されるべき課題に言及しています。また、権利保障において共通善の「押しつけ」が適切ではないとする見解は、人権を保障するリベラルな社会の良識です。

最後に十年以上にわたり、子どもの不登校を考える親の会をフィールドワーク調査し、その参加者にインタビュー調査を行ってきた社会学者としての立場から、この法案に対する見解を述べます。子どもが学校に行か

☆ 活動日誌

- 10月 2日 (金) 通信「なんとなくのひろば」第41号
 10月10日 (土) 子どもの居場所・オープンデー
 10月11日 (日) ベリー会：講演会「ひきこもり大学」
 10月16日 (金) 市教委担当課との打ち合わせ
 10月17日 (土) ワカモノフェスタ実行委員会
 10月31日 (土) ワカモノフェスタ実行委員会
 11月 2日 (水) 第68回 理事会
 11月 9日 (月) 茶話会 (第62回)
 11月14日 (土) ワカモノフェスタ実行委員会
 11月28日 (土) ワカモノフェスタ実行委員会
 12月 5日 (土) ワカモノフェスタ前日準備
 12月 6日 (日) ワカモノフェスタ
 12月11日 (金) アルコール依存症相談担当者研修会 (大沢公民館)
 12月14日 (月) 茶話会 (第63回)
 12月20日 (日) ベリー会：学習会
 12月21日 (月) 「日光文化創造館建設に伴う説明会」説明会
 12月25日 (金) 居場所利用者に関するケース会議
 (家庭児童相談室)
 12月25日 (金) 居場所クリスマス会、学びクリスマス会
 1月 6日 (水) 第69回 理事会

子育て・親育ちの茶話会

場所：子どもの居場所 (日光市平ヶ崎)

日時：毎月第2月曜日 (午前10時～12時)

次回の予定はお問い合わせください。

参加費：300円 (お茶代)

同じ悩みを持つ親御さん同士、気持ちを許し合って、情報や悩みを分かち合いましょう。「一人で悩まず、みんなで！」を合い言葉に。(Tel:090-3227-7079)



なんにわオープンデー (第2回 10月10日 開催！)

今年も、イケメンミュージシャンによるライブ、プロ級のおいしい蕎麦、ロシアルーレットたこ焼き、超レアカード販売！など、おもしろい出し物がたくさんありました。アイドルソングを歌うアイドル (見習い?) も参加し、なんにわの歴史がわかるなんにわ写真展もひらき、とても明るくてかわいいイベントになりました。(N)

なくなることによって、親がどのような問題で悩むかについては個々具体的な特徴がありますが、やはり子どもが学校に通うことが自明とされており、またそうすることでしか将来の就職なども含めた社会化をはかることができないという悩みを抱えることが多いと言えます。親の会では、これまではこうした悩みを自己に内面化された学校社会的な規範意識の問題として反省し、不登校を子どもの生き方として肯定的に捉えるメッセージを社会に発信していきました。その一部はフリースクールなどの子どもの権利擁護の運動として結実しました。しかし、現状では「不登校」という名称が残るように、学校に登校していない児童生徒の権利保障は法的に確立していないところもあります。子どもや親がなぜ悩み苦しまなければいけないのかと言えば、「不登校」という概念規定が直截的に当事者への社会的サンクション(制裁)となり、それが引いては差別や偏見につながるからです。学校以外の教育機会が法律で保障されることで、「不登校」は内面問題の読み直しではなく、そもそも学校教育以外の教育機会の保障とその権利行使の問題であると認識が変わ

れば、長いスパンかもしれませんが、「不登校」という差別と偏見は解消される方向に向かうはずです。

「多様な教育機会確保法」が制定されることによって、その法の運用過程で懸念されている問題が生じうことは否定できません。例えば、法案では親が市町村の教育委員会に個別学習方針を提出し、その方針が教育委員会から認定されることで、機会が保障されるという旨が書かれています。その際の懸念としては、親の利害と子どもの利害が一致していない場合に、子どもの意志が尊重されないこともあるのではないか、というものです。法案では、児童の権利条約、と記されているように、子どもの権利条約批准国であるという前提条件が盛り込まれています。子どもの権利条約では、「子どもの最善の利益」を尊重することが骨子となっています。これは大人から見た利益ではなく、主権者としての子どもの利益のことを指します。その意味で、当然のことながら、オルタナティブ教育を受けるか受けないかの選択権は、何よりもまず子どもにあります。そのことを十分に踏まえたうえで、法案の制定に期待します。(2016年1月)

特定非営利活動法人 なんとなくのこわ 通信

〒321-1261 栃木県日光市今市378

電話 090-3227-7079 / Fax 0288-21-2631

E-mail: info@nantonakuno.net

ホームページもご覧ください。

http://www.nantonakuno.net/



こんな本はいかが？

その 32: 「風と共に去りぬ」

マーガレット・ミッチェル(荒このみ 訳) 岩波文庫(全6巻)

10年も前に買ったDVDが、封を切らないまま我が家の茶の間のテレビ棚の上に置いてある。ずっと気になっていたこの作品、昨年から岩波文庫で新訳が出た機会に、映画を見る前に読んでみようとして手に取った。少し厚めの文庫本全6巻。今月発行の第5巻はまだ読み始めたばかり、第6巻は3月発行予定である。読み終えていない本を勧めるのもどうかと思うけれど、想像していたよりずっと面白いお話なので、ここに紹介することにした。

南北戦争は1861年から1865年にわたって、アメリカ合衆国とアメリカ連合国との間で行われた戦争である。物語は戦争前の不穏な時期から始まる。南部連合11州というのがどの州なのかを知らない。北部と南部でどんな考えの違いがあったのかもよくわからない。黒人奴隷が売買されていたことくらいは知っていたが、その中で人々がどう暮らしていたかについてはほとんど知らない。ヒロインのスカーレット・オハラの父はアイルランドからの移民であり、アメリカの白人社会ではむしろ差別の底辺に位置していたことも知らなかった。まったく無知な読者だけれど、読み始めるとたちまち、開拓期のアメリカ南部、ジョージア州に住み着き一代で財をなした「上流階級」として暮らす、脳天気なお嬢様お坊ちゃま達の日常の物語に引き込まれていった。

ハンサムな貴公子にあこがれ、時折豪華なパーティを楽しむ生活は、戦争によってあっという間に消滅する。スカーレットから見た「大義による戦い」は無意味な殺し合いでしかない。苦しむ傷病兵の手に駆り出され、救護所で血まみれになる。自分と世界を冷静に見つめる「思慮深さ」をスカーレットは持たない。結婚相手を戦争や病気で失い、運命に翻弄されながらも、父譲りの計算高さを発揮し、なりふりかまわず事業を立て直す図太さもある。善人がほとんど登場せず、様々な人物が自分のかんがえで動き、物語が紡がれていく。

新潮文庫からも新訳が昨年出版された。著作権が2009年に終了したのが原因らしい。岩波版は巻ごとに戦争の時代背景や作者の生い立ちなど、翻訳者による丁寧な解説があり興味深い。3月に最終巻を読み終えたあと、DVDを鑑賞するのを楽しみにしている。(手塚)

私たちの活動目的：

日光市とその周辺地区に居住する子どもおよび青少年等に対して、学習や自立のための支援活動と地域への啓発活動を行い、社会に出た後も継続性のある、支援と学びの場を作り出します。

私たちの事業：

- ① 子どもたちの自主性および自立性を尊重した居場所の提供および学びの場の運営
- ② 子どもたち一人ひとりに対応した、新たなカリキュラムや学習内容の開発
- ③ インターネットなどのIT環境を活用した学びの支援
- ④ 教育についての相談や情報提供活動
- ⑤ 学校外で育つ青少年の自立に関する相談および就労を支援する活動
- ⑥ 自然環境の中での学びを作り出し、自然環境保全の大切さを啓発する活動
- ⑦ 障がいの理解および啓発に関する企画運営事業
- ⑧ 第二種社会福祉事業の相談支援事業経営

会員について

正会員：43

賛助会員：19

団体会員：4

入会金はありません。

年会費(一口)

正会員 3,000円

賛助会員

個人 5,000円

団体 10,000円



私たちの活動は会費と寄付金でまかなわれています。会員を継続し、応援よろしくお願ひします。会員は新たな事業の提案、会の事業の運営などに直接かかわることができます。皆様の積極的な参加をお願いいたします。

なんとなくのへや

むかしFORTRANというプログラム言語を使っていたことがありました。計算機の世界でのプログラムは、数十個のキーワードと変数を組み合わせて処理手順を記述し、コンピュータに実行させるための「手順書」のことです。プログラムを作るには、まず使用する言語についてキーワードの意味や変数の作り方を知らなければなりません■入門書を眺めていたら「CONTINUE命令は何もしない」という記述があり不思議に思いました。どうしてわざわざ「何もしない」と言うのか。しかもその後「何か悪いことが起こるよりずっと良い」とまで書いてある。初心者には戸惑う記述でした■この命令はプログラム内でのジャンプや繰り返し処理に使われます。つまり「目印」なので、これを付けたためにどこかの様子が変化してしまっただけで困るのです。筆者は「CONTINUE」がCPUレベルで実行される「機械語」に変換されても「何もしない」ことを強調したかったらしいのです。しかも「何もしない」命令をシステムに実装するのは案外面倒なことなのだと思いついたのは、すっかりFORTRANになじんだ頃でした。(T)